

婦人相談所の運営概況**—女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究—**

○ 国立保健医療科学院 氏名 阪東 美智子 (会員番号 8384)

森川 美絵 (国立保健医療科学院・3249)

キーワード3つ：婦人保護、婦人相談所、女性福祉

1. 研究目的

日本の女性保護の中核的行政機関は、都道府県に設置義務のある婦人相談所である。当該機関には、法的な機関設置根拠と拡大する業務内容との乖離、機関活動の地域格差、増加する同伴児童との母子関係回復にむけた介入の不在など、多くの課題があり、女性福祉としての実践の再構築が必要である。

本研究では、厚生労働省が実施した最新の婦人保護事業実施状況報告および婦人保護事業実態調査を用いて、全国の婦人相談所の運営状況を概観し、支援体制や業務内容に関する全国的様相と地域間の相違を明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局の協力を得て、「平成22年度婦人保護事業実施状況報告」「平成23年度婦人保護事業実態調査」の2つの調査結果を利用した。前者は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、後者は、全国の婦人相談所における婦人保護事業の実態を、それぞれ各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査したものである。

分析においては、婦人保護事業の件数や内容が都道府県の規模によって異なることが推察されるため、都道府県の人口、特に婦人保護事業の対象となる女性人口を補足データとして用いた。なお、都道府県の人口や女性人口のデータは、統計局の『社会生活統計指標—都道府県の指標-2012』を用いた。

3. 倫理的配慮

本研究で使用したデータは行政資料として厚生労働省が実施した既存調査結果の二次利用であり、すべてのデータは都道府県別に集約されていて個人が特定できない内容になっている。また、本稿執筆においては、都道府県を匿名化し人口や面積などで特定できないよう表記に配慮した。なお、本研究は、国立保健医療科学院の疫学研究倫理審査専門委員会の審査を受けた（承認番号 NIPH-IBRA # 11019）。

4. 研究結果

婦人保護事業における職員の配置について、各自治体の女性人口10万人あたりの職員数に換算して比較したところ、婦人相談所では0.17 - 4.77人、一時保護所では0.26 - 3.66人、婦人相談員（市区を含む）は0.39 - 3.95人であり、自治体によって差があった。

業務運営については、婦人相談所の業務として必要と思われる16の項目に関する要綱または手引き・マニュアルの策定状況を調べたところ、「DV被害者の保護支援」「ケース

の要保護性の判断基準や保護の実施方法」「緊急対応（暴力加害者からの追及への対応等）」「電話相談」については半数以上が策定していたが、「要保護妊婦へのケア・支援の方法またはプログラム」「一時保護所（委託先含む）を退所した後のアフターケア・支援の方法またはプログラム」「性暴力被害者（性的虐待を含む）に対するケア・支援の方法またはプログラム」「人身取引被害者の保護支援」「一時保護中の同伴児童や18歳未満女子に対する児童相談所との連携」において、制度や環境の構築が遅れていた。

相談の受付状況については、婦人相談所で受け付けるものとそれ以外の場所（福祉事務所等）で婦人相談員が受け付けるもので、その方法（来所／電話）や来所相談者の類型が異なっており、また都道府県による差異が大きかった。

5. 考察

婦人相談所や一時保護所の職員配置については、常勤・非常勤の別や職種のバランスが取れているかなど質的な問題と、人数や専従・兼務の別など量的な問題があり、地域間格差が大きい。一時保護委託の状況については、地域間格差はほとんどないものの、全般的に委託数は少ない。

業務運営の具体的内容については、DV法関連については半数以上の婦人相談所で要綱等が策定されており組織的な対応が行われていると推測されるが、それ以外の項目は組織としての作業手順や対処方法が可視化されていない。特に組織的対応が弱い項目は、①一時保護中および退所後の支援、②妊婦・外国人・性暴力被害者・人身取引被害者など特段の配慮が必要と思われる対象者への支援、③市町村や他機関との連携、であり、早急な体制・システム整備が求められる。

相談受付は、婦人相談所ではほとんどが電話相談だが、婦人相談所以外では来所による相談が電話相談を上回り、その理由としては婦人相談所に併設している一時保護所の存在があると思われる。来所による相談者は婦人相談所では配偶者からの暴力被害女性の割合が高く、婦人相談所以外では生活困難等による要保護者の割合が高い。この理由として、婦人相談所以外の場合はもっぱら福祉事務所での相談となることから、生活保護の申請者と同等の生活困難者が相談に訪れやすい環境となっていることが考えられる。逆に、配偶者からの暴力被害女性は、福祉事務所等を相談の窓口として捉えていない可能性がある。

総じて、婦人保護事業の内容や事業に従事する職員等の負担は地域によって大きな偏りがある。婦人保護事業は国の事業であり、各地域の社会・経済条件や結婚・家族観への考慮は必要であるが、提供されるサービスの内容は質的にも量的にも全国的にある一定の水準を担保していくことが求められることから、婦人相談所の機能や体制を見直し再構築を図る必要がある。

なお本報告は、平成23年度厚生労働科学研究政策科学推進研究事業「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」（H23-政策-一般-006：代表 森川）の成果の一部である。